

三商レポート

第二十九話 「借金相続すれども責任なし」

社会問題化した多重債務の悲劇を未然に防ぐ狙いで、貸金業法が50年ぶりに大改正されます。その柱は、①年29.2%のグレーゾーン金利を廃止し、上限金利を現行の利息制限法にまで引き下げ一本化する。②50万円を超える申込または既に他社合計100万円を超えている申込は、本人の年収証明の提出が必要となり、借入総額が年収の三分の一を超える人には原則貸付禁止とする（但し、銀行からの借金やクレジットカードでの“買い物”は除外。火種の心配あり。）ほかに、③信用情報機関の一元化④貸金業者の参入規制や罰則の強化など。かなりの効果が期待されています。しかし、これにより借りられなくなる人も増えるので、救済策が今後の課題となっています。

残る問題は、貸金業者からの借金の相続問題です。今回の改正で、借り手の自殺で保険金が支払われる保険契約は禁止されました。そうすると遺族が借金を相続することになります。それでよいのでしょうか。今改正で多重債務者は減り、借入額も制限されるのだから、それぐらいは遺族が払えというのでしょうか。

遺族としては、「相続放棄」や「限定承認」を選択することもできます。しかし、3ヶ月の期間制限や法定単純承認の壁の問題・手続きの難しさや相続順位の変更による親族間の軋轢の問題から簡単ではありません。結局、「単純承認」として遺族が借金も相続し、全面的に責任を負わされるのが現実です（第二十八話）。

かつての家制度の下でのように、家族が協力して家業を営み、家業のための借金であれば遺族が借金を引継ぐことも納得できます。しかし、家業を継がずに核家族化し、親子の生活関係が希薄化し、信用経済が発達した現代社会の下では、家族の経済状況は親子でも分かりません。にもかかわらず、何も知らない・何の責任もない遺族が当然に借金を相続することになるのはおかしい。

とりわけ貸金業者は、事前の十分な審査能力に基づいて顧客の信用を調査して貸付をしています。信用に不安があれば、貸さないこともできます。また、信用を補うために保証人を求めたり、担保設定を求めたりできる立場にいます。それをしないで貸した場合のリスクは、貸す側が負うべきです。そのために、高い金利を設定しているのです。従って、もし貸付後に顧客が返済困難になっても、配偶者や子や兄弟姉妹など本人以外の人に請求してはいけないと厳しく制限されています。それなのに、顧客本人が死亡したらその相続人に請求でき

るようになることがおかしいのです。相続人に資力があれば、貸し手にとってはまさに「ラッキー！」ということになります。そもそも貸し手は、相続人の資力をあてに貸してはいないし、貸してはいけないのです。

そこで、民法とは別に、貸金業法の中に「貸金業法の対象となる貸金業者からの借金については、相続人は債務を相続するが責任を負わない」との一文を追加すべきと考えます。債務と責任を区別する考え方です。「限定承認」の考え方と同じです。債務は相続しているので、遺族は自ら借金を返済することもできます。しかし、貸金業者から強制執行により無理やり返済させられることはありません。こうすれば、借り手は貸金業者から安心して借入できます。貸金業者からの借金を家族に隠し、返済をひとりで悩み、追いつめられて自殺する必要もありません。貸金業者も、リスクを背負い慎重に貸付をすることになります。

(2006年11月5日 文責：内藤 雄)